

なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなります。額改定・請求書：障がい程度の変わったとき、対象児童が増減があった場合に提出受給資格喪失届：受給資格がなくなった場合に提出障害状況届：引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けるために、定められた時期に障害状況届に認定診断書を添付し提出

問い合わせ
役場 町民課
児童福祉係
内線2117

省エネナビのモニター募集
愛媛県では、県民の節電意識の向上、ひいては「エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換」を促すことを目的として、省エネナビの貸し出しをしています。

省エネナビとは
家庭の省エネ効果がひと目でわかるように、電気使用量や電気料金をリアルタイムで表示できる機器システムです。

貸出期間 原則として3ヶ月

貸出回数 5台

問い合わせ・申し込み先
役場 環境保全課
環境衛生係
内線2131

年末調整説明会開催の案内
次の日程で、年末調整説明会を開催します。関係事業所の出席をお願いします。

日時
11月19日(月) 14時～16時

場所
近永公民館 2階 講堂

問い合わせ
宇和島税務署
☎0895224511

女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日
女性に対する暴力のひとつに「配偶者からの暴力」があります。一人で悩まないで、早めに相談してください。

※相談無料・匿名相談可

相談機関
愛媛県婦人相談所
☎0899273490
愛媛県男女共同参画センター
☎0899261644
愛媛県警察本部
☎0120319110

役場 保健福祉課
社会福祉係
内線3111

最低賃金改正のお知らせ
愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10

月24日から施行することとしました。

この決定により、10月24日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間654円以上としなければなりません。

問い合わせ
愛媛労働局 賃金室
☎0899355205
宇和島労働基準監督署
☎0895224655

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険
11月は労働保険適用促進強化期間です。社員、従業員、アルバイトなどを1人でも雇っている事業主は、すぐに労働保険(労災・雇用)に加入を。

問い合わせ
愛媛労働局労働保険徴収室
☎0899355202
宇和島労働基準監督署
☎0895224655

陸上自衛隊高等工科大学 生徒募集について
受験資格
中卒(見込)17歳未満の男子

受付期間
平成24年11月1日(木)～平成25年1月7日(月)

第1次試験日
平成25年1月19日(土)

第1次試験場 宇和島市役所試験課目
国語・社会・数学・理科・

英語(択一式)・作文(500字程度)その他 推薦採用試験も実施

問い合わせ
自衛隊宇和島地域事務所
☎0895235431

消すまでは 出ない行かない 離れない
火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、秋季全国火災予防運動を実施します。

実施期間
11月9日(金)～15日(木)

消火器の適切な維持管理について
①消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないか確認する。また腐食が進んでいるものは絶対に使用しない。

②不用になった消火器は、放射、解体等の廃棄処理を自ら行わず、専門業者に廃棄処理を依頼すること。(一般の不燃ごみとして出されても、回収業者は回収いたしません。)

※専門業者等については、消防署にお問い合わせください。

住宅防火・命を守る7つのポイント
— 3つの習慣・4つの対策 —

【3つの習慣】
○寝たばこは、絶対やめる。
寝たばこが手から布団に落ちると、長い時間くすぶった状態になり、その後発火する危険性があります。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

カーテンや障子などから離し、洗濯物は上方で干さないようにしましょう。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
炎を小さくするだけでなく、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】
●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
●寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問い合わせ
宇和島地区広域事務組合
消防本部 予防課 予防係
☎0895227501

パート労働・育児休業 相談ダイヤルのご案内
パートタイム労働や育児休業等に関する疑問や相談にお答えします。この機会にお気軽にご相談ください。

期間 11月12日(月)～16日(金) 9時～17時

フリーダイヤル
☎0120952121

問い合わせ
愛媛労働局雇用均等室
☎0899355222